○防衛省告示第三十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和元年六月二十日から施行する。

令和元年六月十三日

防衛大臣　岩屋　毅

対象施設	対象施設の管理者
防衛省市ヶ谷庁舎	大臣官房会計課長
陸上自衛隊札幌駐屯地	札幌駐屯地司令
陸上自衛隊仙台駐屯地	仙台駐屯地司令
陸上自衛隊朝霞駐屯地	朝霞駐屯地司令
陸上自衛隊伊丹駐屯地	伊丹駐屯地司令

陸上自衛隊健軍駐屯地	健軍駐屯地司令
海上自衛隊横須賀地方総監部船越庁舎	横須賀地方総監
海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎	横須賀地方総監
海上自衛隊舞鶴地方総監部第一地区	舞鶴地方総監
海上自衛隊大湊地方総監部	大湊地方総監
海上自衛隊佐世保地方総監部	佐世保地方総監
海上自衛隊呉地方総監部	呉地方総監
航空自衛隊府中基地	府中基地司令